生徒心得

この心得は，本校生徒として常によく理解し，実践することによって，明朗かつ有意義な高校生活を営むための規範の概要を示したものである。

ゆえに，生徒はよく本心得の精神を守り，各自の良識と責任とに基づいて努力し，人格の完成を目指すこと。

くれぐれも本心得の精神に違反して不名誉な処分を受けることのないよう，これから示すそれぞれの心得を守って校風の高揚に努めることを望むものとする。

1．一般事項
2．学校生活に関する心得
3．礼儀に関する心得
4．規律に関する心得
5．服装に関する心得
6．その他・各種届出について

1．一 般 事 項

※　生徒証明書と生徒手帳は常時携帯すること。

(1)　中野工業高等学校の生徒としての自覚を持ち，学校生活を有意義に過ごす。

(2)　学業にかかわりのない物品の持ち込みは禁止する。

(3)　質素を旨とし，学用品・その他の日用品に至るまで華美にならないようにすること。

(4)　所持品には必ず氏名を記入すること。
もし校内にて紛失または拾得した場合は必ず教員に届け出ること。

(5)　理由なくして必要以上の金品を所持してはならない。

(6)　生徒および保護者の住所氏名等に変更が生じた時には，ただちにその旨を担任及び経営企画室へ届け出ること。

(7)　不健全な娯楽の場所や好ましくない場所には立ち寄らないこと。

(8)　法律に抵触するような行為は絶対にしないこと。

(9)　いかなる場合にも暴力をふるわないこと。

(10)　自主的精神を養い，自分の行動に責任をもつとともに，他人に対しても尊重し合うこと。

2．学校生活に関わる心得

(1)　登下校の心得

①　始業までに余裕をもって登校すること。

②　規定の時刻（16時50分）までに下校すること。
ただし，学校の許可を得た者はこの限りではない。

③　原則として休祝日は登校を禁止する。
ただし，やむを得ず登校する場合は，所定の手続きをとること。

④　通学に自転車を利用する場合は，必ず自転車保険に加入し学校へ届を提出，許可を得ること。臨時的でも届出のない場合の利用は認めない。

(2) 出欠席の心得

① 病気その他の事故で欠席，欠課または遅刻，早退する時はすみやかに保護者から届け出ること。
ただし，長期の病気欠席の場合に医師の診断書を添えること。

② 登校後の外出は禁止する。
やむを得ず外出する時は担任の許可を得て「外出許可」を受けること。

③ 病気などで欠席が長期にわたる時は，学校長の許可を得て休学手続きをすることができる。

④ 休学，退学，転学をする時はあらかじめ担任に申し出ること。

⑤ 忌引き日数は下記の通りとし，前項に従い届出をすること。
父・母の場合……７日間
祖父母の場合……３日間
兄弟姉妹の場合……２日間
伯叔父母およびその他親族の場合……１日間

(3) 授業の心得

① 休み時間中に次の授業準備を必ず済ませておくこと。

② チャイムと同時に着席を心掛けること。

③ 開始・終了時には，感謝の気持ちを持って正しく挨拶をすること。

④ 私語は慎み，授業に集中する。

⑤ 平素より規則正しい生活をし，授業中に居眠りなどしないこと。

⑥ スマホ・携帯電話・ゲーム機などを使用したり，机上に置いたりしないこと。

⑦ 教科に関係のない物品は，没収の上指導の対象とする。

(4) 学校備品に関して

① 学校備品，建物，樹木などを損壊した時は，直ちにその旨を届け，状況に応じて弁償すること。

② 教室および備品を使用する時は，関係教職員の許可を受け，みだりに物品を移動しないこと。

(5) 体育施設の使用規定

「体育館・トレーニングルーム・プール・テニスコート」
上記の体育施設を利用する場合は，体育科に許可を得ること。
ただし，原則として個人の利用は認めない。

(6) 部活動用倉庫の使用規定

① 使用目的
部活動の備品などを格納するためのみに使用を許可する。
(部活動以外の物品を格納し，利用した場合は，部の使用を禁止する。)

② 使用時間
部活動時間内を原則とする。

③ 鍵の管理
倉庫の鍵は顧問が管理し，スペアの鍵については生徒部で管理する。

④ 清掃

使用している部で責任をもって行う。

⑤ その他

○倉庫内で不祥事が生じた場合は，その使用を禁止する。

○倉庫内で盗難や鍵の紛失が生じた場合は，顧問を通して生徒部に届け出ること。

○倉庫の扉に貼紙やポスターを貼らないこと。

３．礼儀に関する心得

(1) 社会人として「挨拶」を大切にすること

普段から正しい言葉づかい（尊敬語・丁寧語・謙譲語）や所作を心掛け，身に付ける努力をすること

- 「おはよう」……〈オハヤクの音便〉
  朝の挨拶の言葉
  →起床～10時に使用
- 「こんにちは」…〈今日は…の下文略〉
  昼間の訪問または対面した時の挨拶言葉
  →10時～18時に使用
- 「こんばんは」…〈今晩は…の下文略〉
  夜間の訪問または対面した時の挨拶言葉
  →18時～就寝時までに使用

(2) 社会人として「時間」を大切にすること

時間を管理することは自分のみならず対人関係や信頼を得ることができるので努力すること

○常にゆとりをもって行動するべく，少なくとも５分前行動を心掛けること

○「時間を伝える言葉」…
〈ビジネスマンのマナー〉

- 「少々　お待ちください」
  →〈30秒以内の対応〉
- 「しばらく　お待ちください」
  →〈１分以内の対応〉
- 「少しお時間をいただけないでしょうか」
  →〈３分以内の対応〉
- 「すぐに（ただちに）確認いたします」
  →〈５分以内の対応〉
- 「折り返し　お電話します」
  →〈５分以内の対応〉
- 「後ほど　お電話します」
  →〈30分以内の対応〉
- 「後日　ご連絡します」
  →〈２日以内の対応〉

(3) 区切りを意識してメリハリのある生活をすること

上記の(1)(2)を常に生活の中に取り入れ，学校生活の様々な場面で実践することが重要である。

- 登下校時
- 授業時間
- 放課後の活動など

４．規律に関する心得

(1) 基本事項

① 校内で集会や雑誌・新聞などの発行または調査などをしようとする場合は，必ず生徒部の許可を受けなければならない。

② 校内で掲示を行う場合は，事前に生徒会活動関係は生徒会執行部，それ以外は生徒部に届け出て，許可を受けなければならない。

掲示は原則として所定の掲示板および教室内の所定の場所以外を用いることはできない。

③ 宿泊を伴う旅行をする場合は，必ず保護者の了承を得ること。

④ 学業に不要なものの持ち込みは禁止。

（不必要な物品，貴重品は持ち込まない。万が一持参した場合は，担任に預けるか自分の責任で管理すること。）

⑤ 不健全な場所・風紀上問題が発生しやすい場所（娯楽施設など）への立ち入りは禁止する。

⑥ 生徒間でみだりに金銭・物品等の貸し借りや売買行為をしないこと。

⑦ 理由を問わず，暴力・暴言は許されない。

⑧ 飲酒・喫煙・窃盗・その他法律にふれるような行為をしてはならない。また，それらの同席も指導対象とする。

⑨ バイク・自動車による通学は禁止。また，通学以外でも制服での乗車は指導対象とする。

⑩ インターネット・携帯サイト上での誹謗中傷は禁止。ネット上のマナーを厳守すること。

※上記⑤～⑩の項目及び一般法律上の違反に関しては，同席（その場に居た）の場合も共に特別指導の対象とする。

(2) 法令・法規に違反する行為

① 暴力・脅迫・恐喝・金品強要
② 飲酒・喫煙
③ 窃盗・万引き・占有離脱物横領
④ 建造物・器物破損
⑤ 建造物不法侵入
⑥ 性的非行
⑦ 危険物・凶器所持
⑧ その他の法令・法規に違反する行為

(3) 学校生活での認められない行為

① いじめ（インターネット上も含む）・誹謗中傷・その他の人権侵害行為

② 確認テスト・レポート等における不正行為
③ 授業妨害・指導無視・対教師暴言および威嚇行為
④ 喫煙等同席・喫煙具所持
⑤ 飲酒･喫煙に類する行為（ノンアルコールビール，電子タバコ，禁煙具など）
⑥ オートバイ，自動車での登下校（同乗も含む）

(4) 身だしなみ（頭髪など）について

頭髪禁止事項

ア：脱色・染髪等の髪色を変える行為
イ：パーマ等の髪の形状を変える行為
ウ：その他，進路活動に悪影響を及ぼす恐れがある特異な髪型にする行為
エ：かつら・エクステンション等の装飾目的の行為

(5) 遅刻・欠席について

① 遅刻や欠席をする場合は事前に保護者から担任へ連絡をする。
② 事故や災害等を除き，規定の登校時間以降に登校した生徒を遅刻として扱う。
③ 出席簿で月ごとに担任が集計し，月に５回以上遅刻をした生徒を指導の対象とする。

５．服装に関する心得

制服は本校指定の物を正しく着用する。制服を改造した場合は，正規品を再度購入してもらいます。

	期　間	男子用制服	女子用制服
冬　季 (正装)	４月～５月 10月～３月	・ブレザー／スラックス ・学校指定ワイシャツ ・学校指定ネクタイ ・学校指定セーター／ベスト（購入者） ・校章バッジ	・ブレザー／スカート／スラックス ・学校指定ワイシャツ ・学校指定リボン／ネクタイ ・学校指定セーター／ベスト（購入者） ・校章バッジ
夏　季 (略装)	６月～９月	・スラックス ・学校指定のワイシャツもしくは学校指定のポロシャツ ・学校指定セーター／ベスト（購入者） ・ワイシャツ時はネクタイ着用	・スカート／スラックス ・学校指定のワイシャツもしくは学校指定のポロシャツ ・学校指定セーター／ベスト（購入者） ・ワイシャツ時はリボンまたはネクタイ着用
衣替え 期　間	５月中 10月中	この期間中は，次の制服準備期間として設定している。 そのため夏季・冬季どちらも着用可とする。	

※ 式典（入学式・始業式・終業式・卒業式など）学校行事にて制服を着用する場合は，正装で参加する。
ただし，夏季行事に関しては事前に指示する。

※ 正装とは，本校指定の学生服（男女）を示し，略装とは，夏季用の着用を示している。

※ スカート丈は膝を被う丈とする。不適正なスカート丈での着用は認めない。

※ ストッキングやタイツの着用を認める。色は黒・紺・こげ茶色の無地のものと

する。

※　スカートの下に，ズボンや体育ジャージなどを着用することは認めない。

※　やむを得ない事情によって異なった制服を着用する場合は，事前に保護者より学校へ連絡してもらい，協議の上許可をする。

(3)　防寒補助着について

本校では，防寒を目的としたセーターやベストを総称してこのように表現している。

冬季には学生服着用なしで着ることは禁止する。

着用可能防寒補助着

着用可能期間	型	指定色　※原色系は禁止
通　年	セーター ベスト	学校指定のもの
冬　季 制服期間のみ	タイツ ストッキング	華美にならないもの・刺繍や柄は禁止
	コート類	華美にならないもの・柄物は禁止

(4)　通年の服飾品について

①　ベルトは黒または茶色とし，デザインがある物の使用は禁止。

②　靴は革靴または運動靴とする。また，踵をつぶして履いてはならない。

③　アクセサリー（カラーコンタクトを含む）・化粧（マニキュアを含む）は禁止とする。

④　体育着・実験実習服などは本校指定の物を使用すること。

以上，上記項目に違反等が生じた場合は，改善指導をする。

6．その他・各種届出について

次のような場合には，それぞれに応じた願・届を提出しなければならない。

用紙は生徒部（職員室）にて受け取り，（　）に示す部署へ提出すること。

(1)　願い関連

- 自転車にて通学する場合
  …自転車通学願い（生徒部）
- 登校後に外出する場合
  …外出許可願い（担任）
- 校外にて活動する場合
  …生徒派遣願い（部活動顧問・担任）
- 下校時刻以降の校内作業の場合
  …居残許可願い（担任）

(2)　届出関連

- 他校の生徒を本校に招待する場合
  …他校生徒招待届
  （生徒部・部活動顧問・経営企画室・副校長）

・土・日・祝日に本校の施設を利用する場合
…施設利用届
（部活動顧問・経営企画室・副校長）